

報道関係者 各位

平成26年4月8日

【照会先】

第二部会担当審査総括室

室長 横尾 雅良

(直通電話) 03-5403-2164

近畿地方整備局事件（平成24年（不再）第10号） 命令書交付について

中央労働委員会第二部会（部会長岩村正彦）は、平成26年4月7日、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。

命令の概要は、次のとおりです。

【命令のポイント】

～ 国から業務を受託していた法人に雇用されていた労働者が、国に対する雇用継続・雇用の安定を求めて行った団交申入れにつき、国は労組法第7条の使用者には当たらないとした事案 ～

国は、法人との業務委託契約又は業務請負契約に基づき法人の労働者Aを受け入れていたのであり、Aの雇用主ではない。そして、Aの採用、配置、雇用の終了（打ち切り）等といった一連の雇用の管理に関する決定について、国は雇用主と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的な支配力を有していたと認めるには足りず、また、国とAの間に近い将来において雇用関係の成立する可能性が現実的かつ具体的に存していたと認めるに足りる証拠もないこと等からすれば、国は、Aの雇用継続・雇用の安定等を求める本件団交に応ずべき労組法上の使用者には当たらない。

I 当事者

再審査申立人：全日本建設交運一般労働組合大阪府本部（大阪市）

組合員1000名（平成25年5月現在）

全日本建設交運一般労働組合建設一般合同支部（大阪市）

組合員100名（平成25年5月現在）

（本部及び支部を併せて以下「組合」）

再審査被申立人：国（国土交通省）（千代田区霞が関）

地方支分部局として近畿地方整備局等の地方整備局を設置している。

近畿地方整備局には奈良国道事務所、大阪国道事務所等が設置されている。

II 事案の概要

1 国土交通省近畿地方整備局奈良国道事務所の道路境界明示等に関する受付・審査・立会等の業務を受託していた申立外B法人は、国が平成21年度に同業務を発注しなかったことから、同業務に従事していた労働者Aを雇止めとした。

本件は、Aが加入した組合が、平成21年5月28日付け、同年7月14日付け及び同年12月21日付けで国に対して、Aの雇用継続と雇用の安定を図ることにに関して団体交渉を申し入れたところ、国がこれに応じなかったことについて、不当労働行為であるとして救済申立てがあった事件である。

2 初審大阪府労委は、国は組合の団体交渉に応じるべき労組法上の使用者に当たらないとし、組合の救済申立てを却下したところ、組合はこれを不服として再審査を申し立てた。

III 命令の概要

1 命令主文

初審決定を取り消し、各救済申立てを棄却する。

2 判断の要旨

国は、本件団交拒否につき、労組法第7条各号の不当労働行為が成立する上での使用者に当たるといえるか。

- (1) 労組法第7条にいう「使用者」は、必ずしも労働契約上の雇用主に限定されるものではなく、雇用主以外の者であっても、例えば、当該労働者の基本的な労働条件等に対して、雇用主と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的な支配力を有しているといえる者や、当該労働者との間に、近い将来において雇用関係の成立する可能性が現実的かつ具体的に存する者もまた雇用主と同視できる者であり、これらの者は、その同視できる限りにおいて労組法第7条の「使用者」と解すべきである。
- (2) 国との間に雇用関係のないAの雇用継続・雇用の安定といった雇用そのものに関する事項について団交が申し入れられている本件において、国が労組法第7条の「使用者」に当たるといえるためには、国が、Aに係る採用、配置、雇用の終了といった一連の雇用の管理に関する決定について、雇用主と同視できる程度に現実的かつ具体的な支配力を有している必要があるものと解される。

ア 採用及び配置について

Aの採用を決定し雇用契約を締結し、奈良国道事務所配置することを決めていたのはB法人であり、これら採用の過程で、国がAの面接を行うなどして関与した事情は窺えない。

イ 雇用の終了について

平成19年度の雇用契約に当たり、B法人からAに示された雇用条件には、雇用契約の更新条件として、従事する業務が継続されるときとの条件が示され、それをAも了解した上でB法人に契約職員として雇用され、平成20年度も引き続き雇用されてきたところ、平成21年度については、国からAが従事していたB法人における業務の発注がなかったことから、B法人がAとの雇用契約を更新せず（雇止め）、Aの雇用が終了したものと認められる。そして、このような雇用契約の更新条件を定めたのはB法人であり、そのような更新条件を設けることに国が関与するなどした事情は何ら窺えない。

したがって、Aの雇用の終了を支配・決定していたのはB法人であったといえ、国が、Aの雇用の終了について雇用主と同視できる程度に現実的かつ具体的な支配力を有していたということはできない。

ウ 以上によれば、国が、Aに係る上記一連の雇用の管理について、雇用主と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的な支配力を有していたということはできず、この観点から、国が労組法上の「使用者」であるということはできない。

(3) 国とAとの間に近い将来において雇用関係の成立する可能性について

組合は、国とB法人との間の業務委託ないし業務請負の実態は労働者派遣であり、国は労働者派遣法第40条の4所定の直接雇用申込義務を負う地位にあったのであるから、本件は、近い将来において、雇用関係の成立する可能性が現実的かつ具体的に存する場合といえる旨主張する。

ア 業務委託ないし業務請負においては、注文主と受注者の労働者との間には指揮命令関係が存在しないが、労働者派遣においては、派遣先事業主と派遣労働者との間に指揮命令関係が存在することになる。奈良国道事務所におけるAの勤務に関し、国のAに対する指揮命令があったかを検討するに、国は、部分的とはいえ、Aに対して指揮命令を行い業務を行わせていたものと認められ、労働者派遣法の定める諸要件を満たさない労働者派遣に該当する。

イ しかしながら、労働者派遣法の直接雇用の申込義務は派遣元事業主からその雇用する派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受ける者（派遣先）が、同法に定める業務につき、派遣可能期間を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けている場合に生じる義務であり、しかも同申込義務は、派遣元事業主によって派遣先事業主に対する派遣可能期間に抵触する日の通知がなされていることを要件とする。しかし、本件は、請負あるいは業務委

託の契約方式により、B法人の職員が奈良国道事務所における業務に従事していた事案であり、国が「派遣先」に該当するものであったと認めるに足る証拠はなく、また、B法人から国に対して抵触日の通知がなされたと認めるに足る証拠は存在しない。したがって、本件においては、国の直接雇用（任用）の申込義務が発生していたと認めることはできない。また、労働者派遣法第40条の4の規定を類推適用することも適切ではない。

ウ そのほか、国とAとの間に近い将来において雇用関係の成立する可能性が現実的かつ具体的に存していたといえるような事情は窺えず、この観点から、国の労組法上の「使用者」性を認めることはできない。

以上によれば、本件において国の労組法上の「使用者」性を認めることはできない。

(4) 結論

以上のこと等によれば、本件救済申立てに理由はない。

【参考】

初審救済申立日 平成24年6月7日（大阪府労委平成22年(不)第30号）
初審命令交付日 平成24年2月15日
再審査申立日 平成24年2月29日